

私立専修学校等教育振興費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立専修学校及び私立各種学校の振興を図り、私学経営の向上を期するため、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人又は同法第64条第4項の規定により設立した法人（以下「学校法人」という。）に対し、当該学校法人が奈良県に設置する私立専修学校又は私立各種学校（以下「学校」という。）の運営に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の要件に該当する学校法人とする。

- (1) 学校運営の健全化と教育の充実向上に努め、補助効果が期待できること。
- (2) 経理その他の事務処理が適正であること。
- (3) 法令の規定に違反せず、かつ、知事の指示を遵守していること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助年度」という。）の4月1日現在において設置運営されている学校であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する要件に該当する学校法人の設置する学校の運営に要する経費とする。

2 前項に規定する経費の対象期間は、補助年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の規定により算出した額の合計額（その額に千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 1法人につき、1,200,000円
- (2) 修業年限3年以上又は高校卒業資格を取得できる高等課程の学科にあっては1人当たり35,500円、その他の学科にあっては1人当たり31,500円に補助年度の5月1日現在における生徒数（補助年度において県から他の補助金を受けている学科の生徒を除く。次号において同じ。）を乗じて得た額

(3) 前号の規定にかかわらず、補助年度の4月1日現在において、文部科学大臣より職業実践専門課程に指定されている学科にあつては、一人当たり33,070円に補助年度の5月1日現在における生徒数を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、設置する全ての学校の全ての学科について、補助年度の5月1日現在における生徒数の合計が0人である学校法人については、この補助金を交付しない。

(補助金の交付申請)

第5条 学校法人は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が指定する日までに私立専修学校等教育振興費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 私立専修学校等教育振興費補助金使用計画書(第2号様式)
- (2) 在学者数調書(第3号様式)
- (3) 当該年度の学校法人及び設置する学校の収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による書類を受理し適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、学校法人に対し、補助金の交付の決定を通知するものとする。

(交付の申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に限り、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあつたときは、当該申請に係る交付の決定はなかつたものとみなす。

(変更の承認の申請)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、事業計画について変更しようとするときは、私立専修学校等教育振興費補助金計画変更承認申請書(第4号様式)に私立専修学校等教育振興費補助金使用計画書(変更分)(第5号様式)その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更(補助金の交付の目的及び条件に反しない計画の変更に限る。)

については、この限りではない。

(1) 補助対象となる経費の30パーセント以下の増減で、かつ、補助金の額が増額とならない変更

(2) その他知事が軽微と認めた変更

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする学校法人は、私立専修学校等教育振興費補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示又は検査)

第10条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付の決定を受けた学校法人に対して必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(完了実績報告)

第11条 補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して10日を経過する日又は補助事業の交付決定に係る年度が終了する日のいずれか早い日までに、私立専修学校等教育振興費補助金実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 私立専修学校等教育振興費補助金使用明細書(第2号様式)

(2) 私立専修学校等教育振興費補助金交付請求書(第6号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、補助事業の交付決定に係る年度の当該学校法人及び設置する学校の収支決算書を、当該年度終了後速やかに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による書類を受理した場合において、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校法人に

通知するものとする。この場合において、第8条第1項の規定により概算払をした金額がある場合には、これを精算するものとする。

- 2 知事は、前項後段の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該学校法人に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 学校法人が、この要綱、交付決定の内容、これに付した条件又はその他法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 学校法人が、補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 学校法人が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保管等)

第14条 補助金の交付の決定の通知を受けた学校法人は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月1日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。
- 2 私立専修学校等教育振興費補助金交付要綱（昭和41年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年1月24日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月16日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年2月26日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

2 平成27年度において、改正後の要綱により算出した額が、改正前の要綱の規定により算出した額の95%未満となる場合は、改正前の規定により算出した額の95%（千円未満切り上げ）を補助金の額とする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

2 平成28年度において、改正後の要綱により算出した額が、平成26年度に適用される要綱の規定により算出した額の95%未満となる場合は、改正前の規定により算出した額の95%（千円未満切り上げ）を補助金の額とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年度において改正後の要綱により算出した補助金の額が、平成28年度に適用される要綱の規定により算出した補助金の額の95%未満となる場合は、改正前の要綱の規定により算出した額の95%（千円未満の端数は、切り上げるものとする。）を補助金の額とする。ただし、平成29年度において、第4条第2項に該当することとなった学校法人には、適用しない。